

保存版

コロナ陽性者の公表

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL 03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>
バックナンバー ホームページの会員専用ページより参照



Q&A 新型コロナウイルス陽性者が出た場合の公表について

感染予防策の徹底と事業継続を確保する必要があります。それでも、従業員が新型コロナウイルスに感染してしまった場合はどのように対応すべきでしょうか。

■公表すべきかどうかについて

公表する法的義務はありませんが、帝国データバンクによると 377 社の上場企業が感染者の公表をしているようです。【2020 年 6 月 12 日時点】

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000133.000043465.html>

■留意点

感染者となった社員の個人情報など個人が特定されないように配慮することが重要であるため、細かく開示する必要はありませんが、掲載内容のポイントは下記になります。

- ・感染者がでたこと
- ・厚生労働省の指針、保健所の指導に基づいて対応していること
- ・今後一層の感染対策を行っていくこと

なお、厚生労働省が発表している基本方針においても下記は公表しないこととなっておりますのでご注意ください。

- ・氏名
- ・国籍
- ・基礎疾患
- ・職業
- ・居住している市区町村

■一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>

公表例

当社における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020 年●月●日

株式会社●●●● ●●●部 ●●●課

当社は、●●支社に勤務する社員 1 名が新型コロナウイルスに感染していることを確認しました。

社内外への感染拡大を抑止するため、所轄保健所、当該支社等と連携し、本日以下の対応を行ってまいります。

- ・当該社員が勤務していた執務フロア・共用部分の消毒作業
- ・当該社員の行動履歴および濃厚接触者の調査

行動履歴ならびに濃厚接触者の調査の間、濃厚接触の可能性のある従業員は自宅待機を指示し、健康状態の継続的な把握を行います。

●●支社については、本日●月●日(●)を一時閉鎖とし、当該支社で行われている●●業務等の重要な業務については、当社本社にて業務の継続しております。営業再開につきましては、適宜ご案内いたします。

これまでも社員の健康管理（マスク着用・手洗い・アルコール消毒等）、時差通勤・在宅勤務の推進、社内会議・出張の制限等、社内外への感染拡大防止策に取り組んでおりますが、今後も必要な対応を適切に実施してまいります。

関係者の皆さまにおかれましてはご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

詳しい内容については、当事務所までお気軽にお問い合わせください。